

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年1月19日付松監第74号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 都市整備部 空港港湾課	所管課等長氏名 升 本 一
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>1 収入事務について</b> <b>(2) 港湾管理使用料</b> ・ 不要な収納領収書の作成について まつやま・ほりえ海の駅「うみてらす」に設置しているコイン式のシャワー等の使用料は、市の会計員が直接コインケースの現金を回収し、払込書にて市に納付しているが、本来作成すべきではない収納領収書が作成されている状況が見受けられた。不要な収納領収書を作成した理由及び改善に向けた取組を検証し、今後においては適正な事務処理に努められたい。</p>	<p><b>1 収入事務について</b> <b>(2) 港湾管理使用料</b> ・ 不要な収納領収書の作成について 「うみてらす」設置のコイン式シャワーの使用料に係る収納領収書の作成につきましては、市会計員が現金徴収する他の収納業務で同領収書を作成し、領収書原符の保管を行っていることから、当該使用料の徴収においても同様に作成及び保管が必要と誤認し作成していたものでした。今回のご指摘により、同領収書が不要であると認識しましたので、改めて収納業務全般の確認を行い、作成は当該業務だけであったことを確認しました。 今後は、当該業務での不要な収納領収書の作成を取りやめ、適正な会計事務に努めます。</p>

令和 6 年 3 月 8 日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年1月19日付松監第74号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 都市整備部 公園緑地課	所管課等長氏名 川 口 征 英
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>1 収入事務について</b>  <b>(2) 公園緑地総務使用料</b>                      ・使用料の納入時期について                      都市公園占用料及び都市公園使用料の納入時期は、松山市都市公園条例施行規則により、都市公園の使用の許可の際徴収することとされているが、実施するイベント等が雨天中止となる事情等から実施後に納入を依頼し、適正な時期に納入されていないものが見受けられた。条例等に沿った事務処理が行われなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>1 収入事務について</b>  <b>(2) 公園緑地総務使用料</b>                      ・使用料の納入時期について                      都市公園占用料及び都市公園使用料については許可の際に納入の通知をしており、イベント等が雨天中止となった場合の返金手続等市民負担を軽減するため、実施後に納入するよう依頼していたが、許可から実施までの期間が空く場合に納入が遅くなることがあった。令和6年1月以降、通知から20日を納付期限とし、事務マニュアルも改正して課内の情報共有及び確認体制の強化を図った。今後も適切な事務手続きの徹底に努める。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年1月19日付松監第74号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 都市整備部 建築指導課	所管課等長氏名 山下 勝 義
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>1 収入事務について</b>  <b>(1) 建築指導手数料</b>  <b>1) 建築指導手数料</b></p> <p>・申請書等の確認について                  申請手数料の取扱いについては、建築指導課窓口にて申請者又は申請代理人から申請書を受け付け、調定書を作成し相手方に内容を確認した後で納付書を手渡すが、申請書に記載された申請者の氏名と異なる氏名で発行されているものが見受けられた。申請者の氏名と異なる氏名で発行してしまった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>1 収入事務について</b>  <b>(1) 建築指導手数料</b>  <b>1) 建築指導手数料</b></p> <p>・申請書等の確認について                  窓口で申請代理人から提出された申請書を、審査担当職員が必要書類の添付や認定基準への適合等を確認した後、総務担当職員が申請書に記載された申請者氏名で納付書を作成して申請代理人に交付し、即日納付されたことを確認しました。</p> <p>翌日、審査担当職員が申請書類を精査した際、申請書と添付図書で申請者氏名が異なっていたことから、申請代理人に連絡して確認したところ、申請書が誤記であることが判明し、同日、申請書の申請者氏名を訂正しました。</p> <p>しかし、申請手数料の納付書は、申請時に申請書に記載されたとおりの申請者氏名で作成され、納付済みであったことから、審査担当職員は領収書の申請者氏名の訂正の必要があるとは考えておらず、申請代理人からも領収書の申請者氏名の訂正の申出がなかったため、申請書の氏名が調定書と異なる状態になりました。</p> <p>監査委員から指摘を受け、申請代理人に連絡し、領収書の申請者氏名の訂正について確認したところ、可能であれば訂正してほしいとの希望があったため、松山市財務会計規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、領収書の申請者氏名を訂正しました。</p> <p>今後は、申請書の受付時に申請書と添付図書の氏名や住所の整合を確認することや、審査担当職員と総務担当職員の情報共有を密にするなど、適正な事務手続きの執行に努めます。</p>